

令和3年2月18日
不動産・建設経済局 国際市場課

ベトナムの即戦力人材 日本の建設業へ！

～ベトナムで初めての特定技能評価試験を実施～

建設業の新たな担い手として期待される外国人材を即戦力として受け入れるため、ベトナムにおいて、他の分野に先駆けて3月23日(火)に、建設分野の特定技能1号評価試験を実施します。

- 2019年4月より、深刻化する人手不足に対応するため、14の特定産業分野において、外国人技能労働者を就労者として日本人と同等の待遇で受け入れる、在留資格「特定技能」による受入れがスタートした。このうち、技能労働者の高齢化が進む建設業では現在、1,319名*が就労している。

※ 出典:法務省出入国在留管理庁公表の特定技能在留外国人数(令和2年12月)(速報値)

- ただし建設業における、これらの人材*¹は、ほぼ全て未経験者として来日し、技能実習を通じて教育を受けてきた人材であり、これまで建設分野*²において、即戦力として国外から直接技能労働者を受け入れたことはなかった。今般、3月9,10日のフィリピン(「電気通信」職種)と23日のベトナム(「鉄筋施工」職種、以下の試験概要参照)での試験がこうした受入れの皮切りとなる。なお、ベトナムにおいては試験に先立って、現地の教育訓練校において2月下旬より技能教育訓練が実施される。

※1 特定技能での就労にあたっては、相当程度以上の知識又は技能を有することが求められ、特定技能1号評価試験等に合格する必要があるが、第2号技能実習を良好に修了した者は合格要件が免除される。

※2 建設分野においては、建設機械施工、鉄筋施工、型枠施工、とび、左官等の18の試験区分を設定

- 今後、本試験の合格者は、国土交通省の計画審査、出入国在留管理庁の在留資格審査等を経て、最短で本年夏より就労を開始する見込み。
- なお、現在在留する技能実習生 402,356人(全産業)のうち、ベトナム国籍は54.3%(218,600人)で最多を占める*など、雇用ニーズが大きく、ベトナムからの即戦力人材の受入れが求められてきた。

※出典:厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和2年10月末現在)

<試験概要> ※詳細は(一社)建設技能人材機構のホームページ(<https://jac-skill.or.jp/exam.html>)を参照

- 試験実施主体:(一社)建設技能人材機構(JAC)
- 試験実施日:令和3年3月23日(火)
- 試験区分:鉄筋施工
- 試験会場:第一建設短期大学(ハノイ)
- 定員:30名

<問い合わせ先> 国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課

TEL:03-5253-8111(代表) 03-5253-8121(直通) FAX:03-5253-1575

課長補佐 丹羽(内線24617) 監理第二係長 松隈(内線24619)